

甲賀市長 岩永 裕貴



指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第二百三十一条の二の三第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、地方自治法第二百三十一条の二の三第2項の規定により告示する。

1. 指定納付受託者の住所及び名称

住所： 東京都港区海岸1丁目7番1号

名称： SBペイメントサービス株式会社

2. 指定納付受託者に納付させる歳入

株式会社グラファーが提供するGrafferスマート申請を利用して納付される証明書発行手数料、郵送料、使用料及び諸収入

3. 指定期間

令和4年4月15日から令和5年3月31日まで